

～東海村に住み働く若者を支援！～

令和7年度 東海村奨学金返還支援補助金について

6月2日（月）受付開始！



村では、若い世代の経済的負担を軽減することで、村内への移住・定住を促進するとともに、医療・介護・福祉分野における人材を確保するため、前年度の奨学金返還額の一部または全部を補助します。

<補助の対象となる奨学金>

◆東海村奨学金 ◆日本学生支援機構貸与奨学金(第一種) ◆茨城県奨学資金
※複数の奨学金の貸与を受けている場合は、いずれか1つのみが対象となります。

<補助の種類は2つ>

| | 要 件 | 補助額 |
|---------------|---|--|
| ① 定住 補助 | <ul style="list-style-type: none">▽学校教育法に規定する高等学校等程度以上の学校を卒業している▽奨学金の貸与を受け、申請年度の前年度に奨学金を返還している▽申請年度の前年度の4月1日から基準日（申請年度の6月1日）まで、継続して村に住民登録があり、居住している▽申請年度の前年度の末日時点で30歳未満である▽返還すべき奨学金及び村税等に滞納がない▽他の奨学金返還に関する支援を受けていない▽暴力団員等ではない | <p>前年度返還額の 最大半額補助！</p> <ul style="list-style-type: none">・返還計画に基づいた額に限る・貸与総額の100分の5又は121,000円のいずれか少ない額を上限とする |
| ② 就業 補助 | <ul style="list-style-type: none">▽「①定住補助」の要件を全て満たしている▽村で指定した、医療・介護・福祉職の国家資格を有し、当該資格に基づき、村内の医療・介護・福祉事業所に就業し、社会保険に加入している又は村立小中学校に勤務している任期付村費教職員及び常勤講師▽公務員でない（村で指定した医療・介護・福祉職の国家資格を有し、当該資格に基づき村立小中学校、村立認定こども園、村立保育所及び村立幼稚園に勤務する会計年度任用職員を除く） | <p>前年度返還額の 最大半額補助！</p> <ul style="list-style-type: none">・返還計画に基づいた額に限る・貸与総額の100分の5又は121,000円のいずれか少ない額を上限とする |

①定住補助 ②就業補助 の2つの要件を満たせば、
最大全額補助！！

<申し込み期間>

令和7年6月2日（月）から7月31日（木）まで

<申し込み方法>

電子申請（いばらき電子申請・届出サービス）



▲村公式HP



令和6年度

東海村奨学金返還支援補助金 対象者チェックシート

①以下の全てを満たしている

- ▽奨学金の貸与を受け、学校教育法に規定する高等学校等程度以上の学校を卒業している
- ▽令和6年度中に奨学金を返還している
- ▽令和6年4月1日から令和7年6月1日まで、継続して村に住民登録があり、居住している
- ▽令和7年3月31日時点で30歳未満である
- ▽返還すべき奨学金及び村税等に滞納がない
- ▽他の奨学金返還に関する支援を受けていない
- ▽暴力団員等ではない

はい

いいえ

対象外です

いいえ

定住補助を申請しよう！

12万1,000円を上限として、最大半額を補助します。

さらに！追加補助

②以下のいずれかの国家資格を有している

- ▽医師 ▽歯科医師 ▽薬剤師 ▽保健師 ▽助産師
- ▽看護師 ▽診療放射線技師 ▽臨床検査技師 ▽理学療法士
- ▽作業療法士 ▽言語聴覚士 ▽視能訓練士 ▽臨床工学技士
- ▽義肢装具士 ▽歯科衛生士 ▽歯科技工士 ▽救急救命士
- ▽あん摩マッサージ指圧師 ▽はり師 ▽きゅう師
- ▽柔道整復師 ▽管理栄養士 ▽保育士 ▽社会福祉士
- ▽介護福祉士 ▽精神保健福祉士 ▽公認心理士

いいえ

④以下のいずれかに該当している

- 令和6年度
- ▽村立小中学校に勤務する任期付
村費教職員
- ▽村立小中学校に勤務する常勤講師

はい

③以下の全てを満たしている

- ▽社会保険に加入している
- ▽上記②の国家資格を生かし、令和6年度中に東海村内の医療・介護・福祉事業所に勤務している
- ▽国家公務員又は地方公務員ではない（上記②の国家資格を生かし、村立小中学校、村立認定こども園・村立保育所・村立幼稚園に勤務する会計年度任用職員を除く）

はい

はい

定住補助+就業補助を申請しよう！

24万2,000円を上限として、
最大全額を補助します。